

仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付要領

(平成16年5月18日 都市整備局住宅宅地部長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(平成16年5月18日都市整備局長決裁。以下「要綱」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(様式)

第2条 要綱に規定する様式は次の表のとおりとする。

要綱	名称	別記様式
第8条	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書	第1号
第9条第2項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書	第2号
第9条第2項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金不交付決定通知書	第3号
第10条第2項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金変更等承認申請書	第4号
第10条第3項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金変更等承認通知書	第5号
第11条	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付申請取下書	第6号
第12条第1項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金中間確認届出書	第7号
第13条	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金完了報告書	第8号
第14条	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金額確定通知書	第9号
第16条第2項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金請求書	第10号
第17条第2項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金交付決定取消通知書	第11号
第18条第2項	仙台市戸建木造住宅耐震改修工事補助金返還命令書	第12号

(添付書類)

第3条 要綱第8条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 委任状(委任者がいる場合)
- (2) 補助対象建築物の耐震診断支援結果報告書(報告書1～報告書3)の写し
- (3) 補助対象建築物の付近見取図、配置図、平面図(現況及び補強後)、基礎伏図、梁伏図、耐震補強詳細図
- (4) 補助対象事業費の見積書
- (5) 耐震診断書(実施設計時)
- (6) 現況写真(外観及び不具合箇所)
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

第4条 要綱第12条第1項に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施工写真(着工から中間確認まで)
- (2) 補助対象工事に係る契約書等の写し(工事請負契約書、建築設計・工事監理業務契約書)

第5条 要綱第13条に規定する関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施工写真(中間確認から工事完了まで)
- (2) 補助対象工事に係る請求書等の写し
- (3) 耐震改修工事監理報告書の写し

附 則

この要領は、平成16年5月18日から実施する。

附 則(平成17年4月25日改正)

この改正は、平成１７年４月２５日から実施する。

附 則（平成１９年３月２９日改正）

この改正は、平成１９年４月１日から実施する。

附 則（平成２０年３月２１日改正）

この改正は、平成２０年４月１日から実施する。

附 則（平成２１年３月３０日改正）

この改正は、平成２１年４月１日から実施する。

附 則（平成２２年３月３１日改正）

この改正は、平成２２年４月１日から実施する。

附 則（平成２３年５月３１日改正）

この改正は、平成２３年６月１日から実施する。

附 則（平成２４年５月２９日改正）

この改正は、平成２４年６月１日から実施する。

附 則（平成２４年９月１２日改正）

この改正は、平成２４年１０月１日から実施する。

附 則（平成２５年４月２２日改正）

この改正は、平成２５年４月２３日から実施する。

附 則（平成２６年３月２６日改正）

この改正は、平成２６年４月 １日から実施する。

附 則（平成２８年３月２８日改正）

この改正は、平成２８年４月１日から実施する。

附 則（平成２８年６月１日改正）

この改正は、平成２８年６月１日から実施する。

附 則（平成２９年３月２４日改正）

この改正は、平成２９年４月３日から実施する。

附 則（平成３０年４月１日改正）

この改正は、平成３０年４月１日から実施する。

附 則（平成３１年４月２４日改正）

この改正は、令和元年５月１日から実施する。

附 則（令和２年５月２８日改正）

この改正は、令和２年６月１日から実施する。

附 則（令和３年３月２５日改正）

この改正は、令和３年４月１日から実施する。

附 則（令和７年３月３１日改正）

この改正は、令和７年４月１日から実施する。